

諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「諫早市における部活動改革及び諫早市認定地域クラブの推進等に関する方針及び学校部活動の在り方」(令和8年8月諫早市教育委員会)の「諫早市認定地域クラブに関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、諫早市教育委員会として地域クラブの認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 諫早市認定地域クラブの認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (6) 適切な運営体制が確保されていること
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、「諫早市認定地域クラブに関する認定制度における『認定要件』の具体的な確認事項」(別紙)に基づき判断する。

(認定申請)

第3条 地域クラブの認定の申請は、諫早市認定地域クラブ誓約書兼(認定・更新)申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という)、諫早市認定地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を諫早市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 諫早市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ(以下「申請者」という)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 諫早市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブは「諫早市認定地域クラブ」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 諫早市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、諫早市認定地域クラブ認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 諫早市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、諫早市認定地域クラブ不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第6条 諫早市認定地域クラブの認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度を含む3年間とする。

2 認定の更新をうけようとする場合は、有効期間の満了の日の2か月前から有効期間の満了の日までの間に、諫早市認定地域クラブ誓約書兼（更新）申請書（様式第1号）を諫早市教育委員会に申請しなければならない。この場合においては、第5条の規定を準用する。

(変更の届出)

第7条 諫早市認定地域クラブの運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに諫早市認定地域クラブ変更の届出書（様式第5号）により諫早市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 諫早市認定地域クラブは、活動を休止する場合には、速やかに諫早市認定地域クラブ休止の届出書（様式第6号）により諫早市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 諫早市認定地域クラブは、認定を廃止する場合には、速やかに諫早市認定地域クラブ認定取消しの申出書(様式第7号)により諫早市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 諫早市教育委員会は、諫早市認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

2 諫早市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、諫早市認定地域クラブ認定取消通知書(様式第8号)により、諫早市認定地域クラブに通知するものとする。

(諫早市認定地域クラブに対する指導助言等)

第11条 諫早市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、諫早市認定地域クラブの取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(諫早市認定地域クラブに対する支援)

第12条 諫早市教育委員会は、諫早市認定地域クラブについて次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 生徒・保護者等に対する研修機会等の情報提供

(2) 諫早市認定地域クラブの運営等への公的支援(学校施設等の優先利用等)

(3) 諫早市認定地域クラブへの従事を希望する教師等の兼職兼業の促進。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年10月1日から施行する

諫早市教育委員会教育長様

団 体 名

代表者氏名

諫早市認定地域クラブ誓約書兼（認定・更新）申請書

諫早市認定地域クラブに申請するに当たり、次の事項を誓約の上、
「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第3条第1項の規定
により申請します。

（誓約事項）

- 1 諫早市認定地域クラブの認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 諫早市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	諫早市認定地域クラブの名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地 連絡先	〒 T E L : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	募集対象者	市内中学生 近隣市町の中学生
8	募集対象区域（エリア）	
9	主な活動時間	平日 : ~ : ____時間程度 休日 : ~ : ____時間程度
10	活動拠点（施設名）	
11	参加費、保険料などの 受益者負担額	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類 ※更新の場合②～④については、更新時に変更がある場合のみ提出	① 諫早市認定地域クラブ認定要件確認書（様式第2号） ② 認定地域クラブ指導者登録申請書（様式9号）及び誓約書 ③ 団体の規約または会則等 ④ 地域クラブ加入者名簿（毎年提出）

諫早市認定地域クラブ認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

- ☐ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- ☐ 活動拠点を諫早市に置く地域クラブであり、原則、諫早市及び近隣市町の生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。^{※3}

- ※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。
- ※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。
- ※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。^{※1}

- ※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ諫早市認定地域クラブを実施する場合には、原則として、休日の諫早市認定地域クラブにおいて、少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の諫早市認定地域クラブの組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、諫早市認定地域クラブを持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

- ☐ 諫早市認定地域クラブにおいて指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
- ☐ 長崎県教育委員会や諫早市教育委員会、各競技団体等が主催する研修を受講し（受講予定）、諫早市教育員会に登録された指導人材が活動に携わること。
- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。^{※1}

※1 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、諫早市教育委員会等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による諫早市認定地域クラブの実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- ☐ 事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- ☐ 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※2}）の選任・解任に関すること。
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

- ☐ 諫早市認定地域クラブの活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。^{※2}
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、諫早市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の諫早市認定地域クラブが併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 諫早市認定地域クラブへの入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

諫早市教育委員会教育長様

団 体 名

代表者氏名

年 月 日

様

諫早市教育委員会教育長
（公印省略）

諫早市認定地域クラブ認定通知書

年 月 日付けで申請のあった諫早市認定地域クラブの認定申請について、「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 認定番号 I N C

4. 留意事項

（※必要に応じて記載）

以上

年 月 日

様

諫早市教育委員会教育長
(公印省略)

諫早市認定地域クラブ不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、諫早市認定地域クラブの認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 不認定の理由

以上

年 月 日

諫早市教育委員会教育長様

団 体 名

代表者氏名

諫早市認定地域クラブ変更の届出書

年 月 日付けで諫早市認定地域クラブの認定を受けた（諫早市認定地域クラブの名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第 7 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 認定番号 I N C

3. 変更事項

4. 変更年月日

5. 変更内容 (新)
(旧)

6. 変更の理由

以上

年 月 日

諫早市教育委員会教育長様

団 体 名

代表者氏名

諫早市認定地域クラブ休止の届出書

年 月 日付けで諫早市認定地域クラブの認定を受けた（諫早市認定地域クラブの名称）について、活動を休止するため、諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第 8 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 認定番号 I N C

3. 活動休止予定期間

4. 休止の理由

以上

年 月 日

諫早市教育委員会教育長様

団 体 名

代表者氏名

諫早市認定地域クラブ認定取消しの申出書

年 月 日付けで諫早市認定地域クラブの認定を受けた（諫早市認定地域クラブの名称）について、「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第 9 条の規定により下記のとおり諫早市認定地域クラブの認定取消しを申し出ます。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 認定番号 I N C

3. 認定取消しの申出の理由

以上

年 月 日

様

諫早市教育委員会教育長
(公印省略)

諫早市認定地域クラブ認定取消通知書

年 月 日付けで諫早市認定地域クラブとして認定した（諫早市認定地域クラブの名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」第 10 条の規定により通知します。

記

1. 諫早市認定地域クラブの名称

2. 認定番号 I N C

3. 認定取消しの理由

以上

地域クラブ指導者名簿 登録申請書

ふりがな		地域クラブ名	
氏名		種目名	
住所	〒		
電話番号			
E-mail			
生年月日	昭和・平成	年	月日生(歳)
保有資格	有()・無		
指導歴			
開始	終了	種目	詳細(チーム名等)
年 月	年 月		
表彰等受賞歴(指導者として市・県・競技団体等からの表彰)			
年 月			
活動内容(年間を通しての日数及び時間を記入)			
指導日数	週()回【日 月 火 水 木 金 土】 主に指導する曜日に○		
指導時間	・平日(時間) おおむね 時 分 ～ 時 分まで ・土曜日(時間) おおむね 時 分 ～ 時 分まで ・日曜日(時間) おおむね 時 分 ～ 時 分まで		

※ 「地域クラブ認定規定」を遵守し、定期的に指導に従事する者。

誓約書（例）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名